

土地家屋調査士会

会報 かごしま

Kagoshimaken Land and House Investigator Association

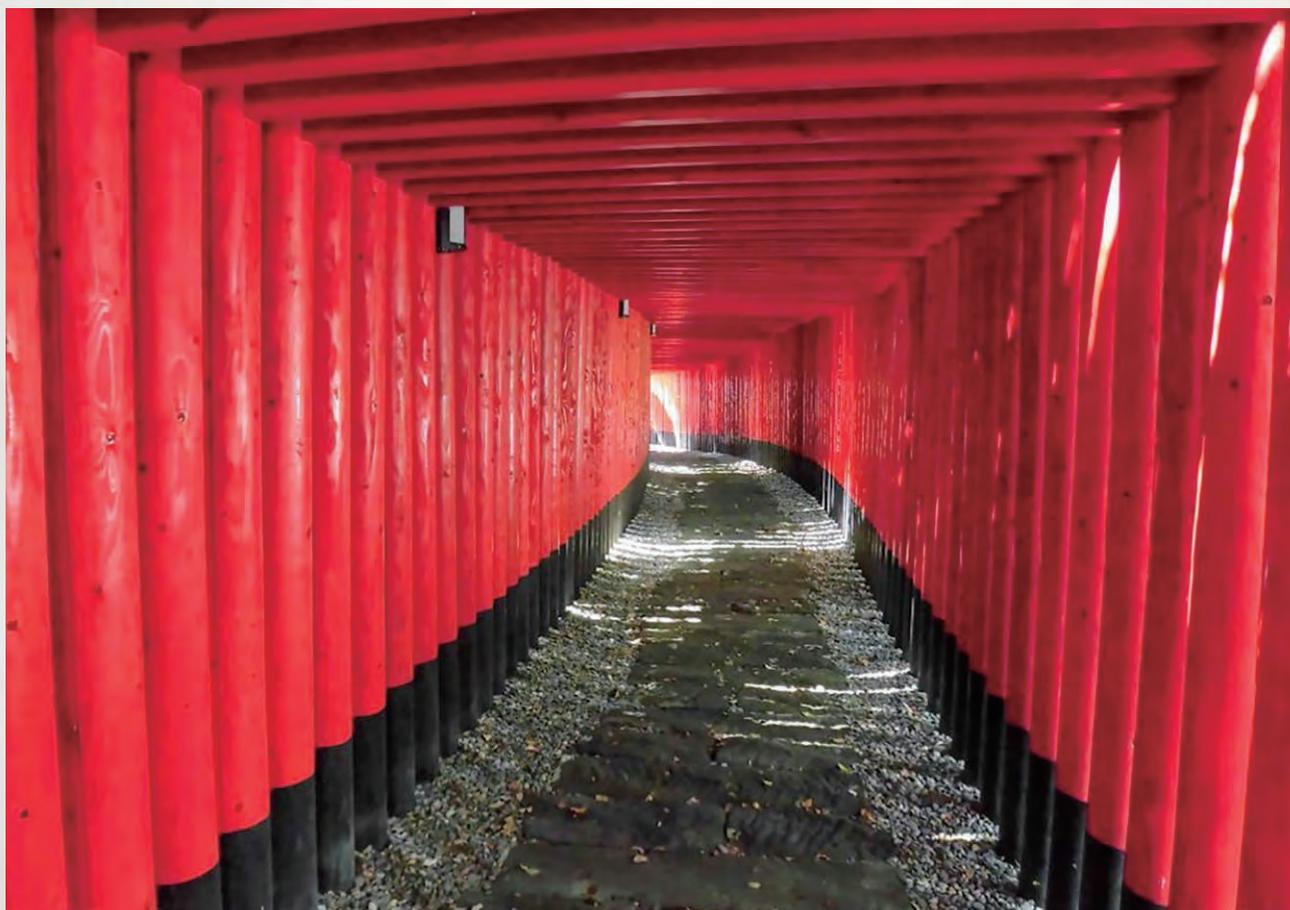


2020
秋

Vol.98



鹿児島県土地家屋調査士会



| 表紙写真について 『鹿屋市新栄町 神徳稻荷神社』 ガラス製の鳥居は元日の夜のみ七色にライトアップされるようです。
| 上記写真について 『鹿屋市新栄町 神徳稻荷神社』 トンネルのように連なる鳥居は139本並んでました。(山崎調べ)

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職 責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に務めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

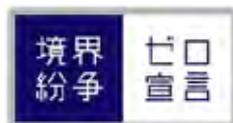
境界紛争ゼロ宣言!!

私たち土地家屋調査士は、未来を担う子供たちが安心して豊かな暮らしをおくることができる街づくりのため、広く社会の声に耳を傾けて土地所有及び利用の実態を把握することにより、国民の信頼に応えるべく行動します。

- 1 不動産の登記と地図の重要性を広く各層に発信し、その整備の充実に貢献します。
- 2 土地境界をめぐる紛争を未然に防止するために、境界管理の必要性を社会に周知します。
- 3 国民の利便性向上のため、各種専門分野と連携し、土地制度の改善に努めます。

私たちは、土地境界紛争をなくすため、ここに境界紛争ゼロに向かって進むことを宣言します。

平成 26 年 11 月 14 日
2014 日調連公開シンポジウム
「土地境界紛争が起きない社会」



目次

会長挨拶	会長 宮 脇 謙 舟	1
鹿児島地方法務局長挨拶	鹿児島地方法務局長 梶 木 新 一	2
鹿児島県弁護士会長挨拶	鹿児島県弁護士会長 新 倉 哲 朗	3
鹿児島県司法書士会長挨拶	鹿児島県司法書士会長 日 高 千 博	4

新入会員紹介

開業にあたって	鹿児島支部 吉 村 祐 美	5
入会のご挨拶	霧島支部 竹 内 一 馬	5
	鹿児島支部 石 本 大 樹	6
入会のご挨拶	鹿児島支部 梶 原 直 人	7
開業にあたって	熊毛支部 鞆 謙 太	8
ご挨拶	鹿児島支部 川 村 幸 平	9
開業にあたって	鹿児島支部 池 田 亮	9

10年ひとむかし

調査士を開業して40年	南薩支部 福 元 悦 人	11
-------------	--------------	----

会員のひろば

リレー ある調査士の眩き 第18回	鹿児島支部 竹之下 真 哉	12
「源」について	鹿児島支部 田 代 悦 哉	13

会務報告

業務経過

総会議事録（抜粋）

14

各部報告

総務部	総務部長 上小鶴 一 善	18
財務部	財務部長 小 原 翔	18
業務部	業務部長 又 木 秀 幸	19
研修部	研修部長 池 田 成 人	20
広報部	広報部長 小 川 兼 義	21
社会事業部	社会事業部長 出 石 靖 之	22

支部だより

鹿児島支部だより	鹿児島支部長 鶴 野 俊 昭	23
熊毛支部だより	熊毛支部長 鞆 研 三	23
大島支部だより	大島支部長 久 永 瑞 樹	24

境界問題相談センターかごしまだより

センター長 鳥 越 健	26
-------------	----

公嘱協会だより

理事長 西 英 孝	28
-----------	----

政治連盟だより

副会長 谷 口 正 美	29
-------------	----

青調会だより

会長 郡 山 天 志	30
------------	----

事務局だより

調査士会事務局職員 平 賀 秀 子	31
調査士会事務局職員 梶 智 美	31
調査士会事務局パート職員 東 江 る み	32
調査士会事務局職員 内 村 歩	32

会長挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会長 宮脇謙舟



新型コロナウイルス感染症の発生により、行動にいろいろと制限がかかり、まだまだ終息の見通しが立つ様子もなく、会員の皆様におかれましても業務的、また精神的にも大変な状況であろうかと思えます。お体には今迄以上にお気を付け下さい。

本年5月29日に県会総会を開催いたしました。この様な状況であった為、皆様には出席をご遠慮していただきまして、委任状対応でのごく少人数での総会となりました。議案も最低限必要なもののみとしました。皆様ももどかしい思いをされた事と思えます。ご理解、ご協力に感謝申し上げます。県会としての計画や調査士法改正、新設されます職務規程等の報告もごさいますし、皆様も直接お聞きになりたい事もあろうかと思えますので、新型コロナウイルスが落ち着きましたら、県会の研修会として支部ごとでの研修会を計画しています。

先日お伝えしました通り、土地家屋調査士の一部を改正する法律が8月1日より施行されます。土地家屋調査士は「土地の筆界を明らかにする専門家」とであると使命を明らかにする規定が設けられます。懲戒手続きにつきましては7年の除籍期間が設けられます。また懲戒権者が法務局長から法務大臣へ変更されます。伴いまして、全国で統一の会則、基準が必要となり、その為の会則変更を今回の総会で上程し、承認を頂きました。その内容としましては、業務の取扱いについて「本会の制定する要領等に準拠し、・・・事件を処理しなければならない」の文言を削除いたしました。それに伴いまして、全国統一の規定として、行動規範を示す事を目的とした土地家屋調査士職務規程が新設されます。今年度の連合会総会での土地家屋調査士法改正により、職務規程を遵守しなければならないと定められました。

「土地基本法等の一部を改正する法律案」も3月に公布されました。土地の適正な利用、管理の確保・地籍調査の円滑化、迅速化に対応するものであり、「登記等権利関係の明確化、境界の明確化」と謳われています。「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」も7月に定められました。土地の所有権、管理責任の概念が変わってきます。私達、土地家屋調査士は、土地の管理・保全の為に「唯一の筆界の専門家」として益々社会から必要とされてくるものと思われまます。

また、登記困難防災委員会も活動を活性化しています。防災、特に狭隘道路解消に向けて活動を行っています。消防車も入る事のできない狭隘道路解消の為に境界確定・分筆登記等は私達にしかできない業務であります。皆様へもご協力頂く事になります、宜しくお願いいたします。

新型コロナウイルスの状況を見ながらではありますが、県会として会員の皆様、社会の為になります様活動を行ってまいります。益々のご協力をお願いいたします。

御挨拶

鹿児島地方法務局

局長 梶木 新一



朝夕がしのぎやすい季節となりましたが、鹿児島県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から表示登記及び筆界特定手続の適正・円滑な処理に格別の御理解と御協力を賜っていることに対し、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

さて、本年8月1日から「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が施行され、土地家屋調査士の専門家としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局及び地方法務局長から法務大臣に改める規定及び社員が一人の土地家屋調査士法人の設立が可能となる規定等が設けられたことから、改正法の趣旨にのっとり、皆様が社会の発展にますます寄与されることを期待申し上げます。

次に、令和元年11月22日に「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」の一部が施行されました。当局においては、この法律に基づき表題部所有者不明土地の解消作業をスタートし、令和元年12月9日に所有者等の探索の対象となる地域を選定し、探索作業を開始しております。会員の皆様には、所有者等探索委員として、大きな役割を果たしていただくよう、幅広い御協力をお願いいたします。

また、登記所備付地図の整備についても法務局の重要施策として位置付けられており、その着実な推進が重要であることはいうまでもありません。当局では、本年度、鹿児島市鴨池新町地区で2年目作業を、鹿児島市与次郎地区で1年目作業を実施しておりますので、引き続き御協力をお願いします。

このほか、筆界特定制度についても、本年は、新たな措置として、令和2年9月29日から地方公共団体に筆界特定の申請権限が付与されることから、本制度の更なる推進についても、引き続き御協力をお願いします。

最後に、これらの取組を実効性のあるものにしていくためには、表示登記や筆界の専門家である皆様の専門的な知見の活用が不可欠です。今後とも、なお一層の御支援、御協力をお願いするとともに、鹿児島県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御活躍、御健闘を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

ご挨拶

鹿児島県弁護士会

会長 新倉 哲朗



鹿児島県土地家屋調査士会及び会員の皆様におかれましては、当会の会務に対し、平素より多大なるご理解とご支援を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、令和2年7月現在ですが、当鹿児島県弁護士会の会員数は218名となっており、その内訳は、鹿児島地方裁判所の管轄で本庁管轄内に180名、鹿屋支部管内に11名、加治木支部管内に13名、川内支部管内に5名、知覧支部管内に4名、名瀬支部管内に5名となります。218名の弁護士のうち女性性は28名となります。また、弁護士法人が28法人となっております。

ところで、本年度は当初から新型コロナウイルス感染問題に悩まされております。業務上の支障だけでなく、会館の利用や各種イベントの中止など、これまでにない災難に見舞われております。特に、弁護士会としましては、昭和38年以来57年振りに開催される予定であった日弁連人権擁護大会が中止の余儀なきに至ったことが非常に残念なところでありますが、このような未曾有の災害に見舞われている状況からしてやむを得ない面はあるかと思えます。まだまだ予断を許さない状況が続くと思われるので、皆様におかれましては「密集・密閉・密接」の三密を避け、石けんによる手洗いやアルコールによる消毒、マスクの着用を励行し、くれぐれも新型コロナウイルスに感染することのないよう行動してください。

調査士会の先生方には、ADRや筆界特定制度の際だけでなく、通常の土地紛争でも協同して作業をお願いしているところであり、これからも土地問題を中心に様々な場面で連携させていただくことになろうかと思えます。更なる高みを目指して邁進して参りましょう。最後になりますが、鹿児島県土地家屋調査士会の先生方の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

鹿児島県司法書士会会長の挨拶

鹿児島県司法書士会

会長 日高千博



鹿児島県司法書士会の会長を務めております、日高千博と申します。

平素より、当会の会務に関し、多大なるご理解とご支援を賜り、この紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

令和2年5月23日に定時総会が開催され、無事提出議案全てが承認されましたものの、本年度の定時総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から式典及び懇親会を執り行わない形での開催とさせていただきます。

今般、鹿児島県土地家屋調査士会より会報への寄稿依頼がございましたので、この紙面をお借りして当会の組織・事業計画等の一端をご紹介しますと思います。

当会の会員数は、本年4月1日現在において、個人会員327名・法人会員4事務所となっており、昨年より1名の微減となっております。

次に、令和2年度の事業計画のうち次の3つの重点項目をご紹介します。

- ①「研修事業の拡充及び民事法改正への対応」
- ②「司法書士が果たすべき社会的責務の遂行」
- ③「IT化及びペーパーレス化の促進」となっております。

特に、司法書士法改正につきましては、皆さまもご承知のとおり昨年6月6日に国会で改正法が成立し、令和2年8月1日施行予定であります。

また、研修の単位取得の義務化につきましては、本年4月より開始しており、1年間に12単位以上の取得が義務づけられております。

直近でも、民法をはじめ多岐にわたる法改正が行われており、コロナ禍のなかではあるものの安全面に気を配りつつ、これに対応した研修会の開催を予定しております。

以上が、鹿児島県司法書士会の組織並びに事業計画等になります。

土地家屋調査士と司法書士は、日々の業務においては互いに連携し登記制度に貢献しております。今後、両会が連携して出来ることを模索し、両会の発展のため鹿児島県司法書士会会長として、会務執行に精励したいと思います。

最後に、貴会並びに貴会会員の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

新入会員紹介



開業にあたって

鹿児島支部 吉村 祐美

令和2年2月20日に入会いたしました吉村祐美と申します。

何か面白い資格はないかなと、資格情報誌をめくったあの日を今でも覚えています。たまたま目についた土地家屋調査士という仕事。土地に境があるの？と驚いた自分と、土地の境界の専門家となった自分が同じ人物であることが不思議な感じです。

土地家屋調査士の業務について全くわからないまま、勢いでこの世界に飛び込んだこともあり、測量作業や不動産の知識がなかなか馴染まず苦労しました。ですが、不思議と後悔はありませんでした。この仕事が魅力的だったことが続けてこられた理由なのかもしれません。

開業して一番強く感じているのは責任の重さです。補助者時代はすんなりできていた作業でも、これでよいのか問題はないだろうかと立ち止まって考えることが増えました。その度に調べたり先輩方に相談したりと、予定の何倍も時間を費やしてしまう日々です。時間管理で苦労しますが、この時間は無駄にならないと信じ、日々是鍛錬していく所存です。

お客さまは何を求めているのか、寄り添って考え、解決していける土地家屋調査士になりたいと思っています。まだまだ未熟者ではありますが、精一杯精進してまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



入会のご挨拶

霧島支部 竹内 一馬

令和2年3月に登録させていただきました竹内一馬と申します。

始良市蒲生町在住の43歳、鹿児島市出身です。

これまでハウスメーカーや測量設計事務所に勤務し、建築、不動産取引、測量業務等に從事してまいりましたが、これまでの経験が少しでも役に立つのではないかと思い調査士試験に挑戦しようと勉

強を始めました。運よく昨年合格し、今年登録・開業することができました。

開業後お客様からご相談・お仕事をいただくことができましたが、これまで以上の知識・経験が必要だと思い知らされ、日々勉強の毎日です。先輩先生方にはお忙しい中にもかかわらず、現場作業の手順から各種様式の作成・記載方法、立会者への気配りまで、親切・丁寧にご教授くださり大変助けをいただいております。

初めての登記申請からオンラインで申請いたしました。データ容量をオーバーしてしまったり、うまく送信できなかつたりと四苦八苦してようやく申請でき、登記完了の通知が到着した時のほっとした気持ちは今でも忘れられません。

土地家屋調査士として、先輩方のように自信をもって仕事ができるように精進してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。



鹿児島支部 石本大樹

この度、鹿児島県土地家屋調査士会に入会いたしました石本大樹と申します。
どうぞよろしくお願い致します。

土地家屋調査士事務所、建設コンサルタント会社の業界を経験し、この度登録することができました。道のりが長かったですが、今こうして登録し、この道へ導かれたのも「人の縁」のおかげだと感じております。

調査士事務所に補助者として従事していた頃、業務を通じて諸先輩方とお会いする機会があり、右も左も分からない私にご指導いただけましたことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

まだまだ何をやるにも、自分の未熟さを露呈し、勉強不足を痛感する日々ですが、研修会等に積極的に参加し知識・技術の向上を図りながら業務に取り組んでいきたいと思っております。

また、体力作りも兼ねて、大学まで続けたサッカーと、最近ハマっているバドミントンを楽しみながら仕事に励んでいきたいと思っております。

メンバーが足りない時はぜひお誘い下さい！

結びに、これまで諸先輩方が築き上げてきた歴史と功績に私も続いていけるよう、誠心誠意努めてまいります所存です。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



入会のご挨拶

鹿児島支部 梶原直人

初めまして、令和2年4月に入会させていただきました。鹿児島支部の梶原直人と申します。平成3年生まれ、鹿児島市出身です。

大学卒業後、調査士とは別分野の仕事をしていましたが、父が測量会社を経営しており家業を継ぐなら調査士の資格が必要ということで退職し、勉強を始めました。そして、熊本にある九州測量専門学校で学んだのち、福岡の測量コンサルと調査士業を行っている会社で3年間働きながら勉強を続け、運よく今年合格することができました。

福岡では3年という短い間でしたが、初めて調査士の仕事に携わりました。山での伐採や、申請人と隣接の地権者が立会で揉めるなどして業務が滞ったこともあり、大変な仕事と感じましたが、そんな時に調査士の先生が説明すると両者納得し、場を治める様子や、登記が終わった後の申請人の感謝の言葉を聞いて、非常にやりがいのある仕事だと思いました。

開業してから数か月が経ちましたが、新型コロナの影響で総会は規模縮小、研修会は延期となるなど思うように人と会えない日々が続き不安が多いですが、この状況が収まるまでは耐える時期だと思っています。コロナが収束し、多くの先輩方にお会いするのを楽しみにしております。

また、趣味としましては最近ゴルフを始めました。ようやく球に当たるようになり、ごくまれに気持ちのいい音がでるとうれしく、休日には練習に行っています。早くコースデビューできるよう練習に励んでいます。

最後に、諸先輩方が築き上げてきた品位、信頼を壊すことのないように、業務に励んでいこうと思います。また、現在私が鹿児島県で最年少の調査士とお聞きしました。経験不足でまだまだ未熟ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



開業にあたって

熊毛支部 鞆 謙 太

はじめまして。鹿児島県にある離島、屋久島で令和2年6月に開業致しました。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、屋久島といえば、ユネスコの世界遺産登録の島であり山、海がとても綺麗です。

山は九州最高峰の宮之浦岳（標高1936m）があります。また、ジブリ映画・もののけ姫の舞台になった白谷雲水峡もあります。

海は青く魚も豊富で、魚釣りやダイビングも人気です。

なかでも、小さい頃父親に連れられて覚えた魚釣りは、今現在私の人生の中で欠かせないものとなっております。

磯釣り経験のある人なら一度は聞いたことがあるであろう、【尾長グレ】。

そうです。尾長グレです。冬になると週一で、尾長グレの60cmオーバーを目指し釣行に出かけます。これがまた難しいです。すぐそこに魚体が見えているのに、針がついた餌を食べてくれません。運よく魚をかけても、強烈な引きに耐えられない。鋭い歯とエラで糸を切られてしまう。釣り上げるのは難しいですが、そこがまた魅力的ですね。

屋久島に来島する機会があれば、是非とも魚釣りにチャレンジしてください。

山登りもお勧めです。

さて、土地家屋調査士という仕事は、父親が営んでいるということもあり小さい頃から知っていましたが、当時はサッカー選手になることが夢でしたので、まさか自分が土地家屋調査士になるとは思っていませんでした。

しかしながら、歳を重ねるにつれて土地家屋調査士の業務に魅力を感じ、試験合格を目指した次第です。

勉強しながら、同時に実務経験を福岡と屋久島で重ね、令和元年の試験に合格することができました。試験勉強の期間で、諦めないことの大切さを学びました。

開業にあたってまだまだ知らないことばかりですが、日々勉強し、信頼される土地家屋調査士で在りたいと思います。

何卒よろしくごお願い申し上げます。



ご挨拶

鹿児島支部 川村 幸平

このたび入会させていただいた川村幸平と申します。よろしくお願いいたします。昭和57年生、鹿児島市上福元町出身、ゴルフ・釣り・カメラが趣味です。

鹿児島市内の調査士事務所で7年間補助者を務めさせていただき、独立・開業に至りました。まだまだ知識・経験ともに十分ではありません。県調査士会のこれまでの功績を汚さぬよう努力してまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

また、期せずしてコロナ禍のなか開業することとなり、不安と開き直りを行ったり来たりしておりますが、行動がこれらを払拭してくれると信じて頑張りたいと思います。

さて、開業するにあたりいろいろな人にこの職業の説明をするのですが、ほとんどがよくわからないといった反応です。私と同年代では、自宅の表題登記で接するくらいしかないので、そういった反応も当然ではあります。

それ自体がよくないこととは思いません。ただ、世の多くの人の人生において、直接的に必要とされる局面が少ないのだろうと考えます。そこで、いわゆる3条業務に限らず、これに関連した需要を見出し、いままでにない業務を模索していきたいと思っています。

そのためには、私個人の視点・能力では限界がありますので、これまで以上にいろいろな立場・業種の方々との接点をもたなければなりません。これを大義名分として、趣味のゴルフや釣りにも一生懸命勤しんでいこうと思います。

最後になりましたが、登記手続や測量の知識、まして社会人経験もなかった私を我慢して育てていただいた先生方にはいくら感謝してもしきれません。その恩を完済することはできないのですが、何か力になれるように日々研鑽を重ねていきます。



開業にあたって

鹿児島支部 池田 亮

7月に、鹿児島県土地家屋調査士会に入会させて頂きました池田亮と申します。

この度、新入会員紹介コーナーへの執筆の機会を頂きましたので、ご挨拶させていただきます。

私は高校卒業後、鹿児島測量専門学校に進学し測量についての基礎を学びました。専門学校卒業後は、測量設計会社で働きいろいろな測量を経験させていただきました。その中でも用地測量業務をしていくうちに、土地家屋調査士に興味を持ちました。参考書を購入し少しずつ勉強していけば合格出来

るだろうと思いきり組んでいましたが、民法や不動産登記法等の法律に躓き、図面作成や電卓での計算に四苦八苦と思うようにいかず、一時は諦めていました。そんな時、土地家屋調査士事務所に転職する機会があり、もう一度頑張ろうと、毎日学習時間を決めて取り組み、なんとか合格することが出来ました。

合格後も補助者として業務に携わってきましたが、いち土地家屋調査士として経験を積み成長したいと思いはじめ、不安はありましたが開業する事にしました。これからは、「土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」を念頭に行動し、知識や技術の修得に励んで参ります。

土地家屋調査士としてまだまだ至らないところもありますが、諸先輩方が築き上げた功績に恥じぬよう努力していきますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

10年ひとむかし



調査士を開業して40年

南薩支部 福元悦人

昭和53年に試験に通って、昭和55年に開業致しました。

思い起こせば、宮崎大学の工学部（工業化学科）を卒業して、滋賀県の会社に5年間勤務しました。オイルショックがあり、父が枕崎市で司法書士、土地家屋調査士を開業していたこともあり、父の勧めもあって、鹿児島に帰って来ました。父の補助者で平板測量のポール持ちおよび建物図面作成等が仕事でした。母と3人でしていましたが、次第に仕事が忙しくなりました。

当時の測量は字図地域の測量の為、隣接者との境界設定に大変だったことを思い出します。所得倍増計画、日本列島改造論とかで山林、原野も取引の対象になることが多く、境界確定がスムーズにいかず、不動産業者からはせかされ、よく残業をしたものでした。

平成5年に司法書士の資格を取得し、いろんな分野の業務をしていますが、特に田舎は相続がらみの仕事が多いです。また、いろんな相談事が持ち込まれますが、ひとまず相談に乗って、難しい問題は弁護士の先生、税理士の先生のお知恵をいただきながら解決するように心がけています。

昨今の調査士業務を自分なりに検証してみると、建物の登記は特に問題になるような事案はありませんが、土地の分筆登記については、様々な問題点があるような気がしています。国土調査がなされ、14条地図が備えられているにも関わらず、全地測量が原則となっています。田舎では、土地の評価も下がり、売買金額よりも土地の分筆登記の費用が高くなる場合もよくあります。道路、水路の拡幅買収に伴う分筆登記も、全地測量のため費用がかかり、公的業務がなかなか思うように進まない一因となっているのではないのでしょうか。

復元測量ができるような地積測量図になっていますので、14条地図地域では、一部測量分筆を検討してもらいたいと思っています。

いまは、息子が土地家屋調査士を合同でしており、息子が測量をする為大変楽になりましたが、収入はほとんど息子に移動しています。

70歳を過ぎて体力も少しずつ衰えて来ていますが、趣味の囲碁、ピアノ、ゴルフ、サッカーをしながら、身体が続けば、もう少し頑張ってみようかと思っています。

会員のひろば

リレー 或る調査士の呟き 第18回

沖縄へのあこがれ

鹿児島支部 竹之下 真 哉



平成28年の試験に合格し登録しました、鹿児島支部の竹之下と申します。

まずは自己紹介ですが、鹿児島生まれの鹿児島育ちで、父親は公務員、母親は専業主婦、一つ上の兄も鹿児島在住の4人家族です。

令和2年の3月で43歳になりました。

地元の大学に入ったものの、将来の目標もないまま大学を卒業し、就職活動も一切したことがなく、ぶらぶらとフリーター生活をしていました（アルバイトはいろいろと経験しました。ガソリンスタンド、飲食店、着ぐるみショー、治験、パチンコ店、家庭教師、運送会社の荷物仕分けなど）。

そんなときに、資格業の世界があることを知り、この業界に飛び込んだことは、今では懐かしい20年前の出来事です。

話は変わりますが、数年前に人生で初めて沖縄に行ったのですが、沖縄に到着して空港に降り立った瞬間の独特の風土には感銘を受けました。空気感、人柄、食べ物、街並などなど、とても同じ日本と思えないような異空間でした。

43歳をむかえ、人生も折り返し地点を過ぎたというところ、せわしない毎日の中で、沖縄特有のゆったりした空気感にあこがれを抱き、「いつかは沖縄移住を」と、頑張っております。移住をしたあとは、自由気ままに仕事をしつつ、おいしいお酒を楽しみながら、健康第一でぼちぼちと仕事ができればと考えております。

次は、日置市の里之園健さんをお願いしたいと思います。

「源」について

鹿児島支部 田代悦哉

源為朝（頼朝の伯父）は、身の丈七尺の巨体で生まれつき乱暴者だったので、父から九州へ追いやられた。九州の地でも乱暴狼藉をはたらき、出頭の宣旨が出たが、無視したため父親が解官させられた。この一報を聞き、為朝は帰参した。親思いの可愛げな人柄も垣間見える。

為朝は、強弓の使い手で、大弓を引く時に伸ばした腕が四寸長い特異な体格をしていたので、弓を引くには都合の良い体形であったと記録がある。

身の丈七尺とは、約2m12cmの身長で、ジャイアント馬場氏位の体格であり、腕が四寸長いとは、約12cm長い事である。ゴルフのドライバーにたとえると、身長176cmの体格で46インチが最適であるとされているが、簡単に言えば為朝は、51インチと途轍もない飛道具を使える体躯であったことになる。

さて、ここからが本題であるが、一間は1.818mの循環小数であることは知っていた。

又、0.3025㎡を不動産関係者は坪数への換算係数として何となく使用していたのも知っていた。それに、百間から一間を引いた九九間は丁度180mとなることをも知っていた。

弓と言ったら、三十三間堂の軒先で行われる「通し矢」が有名である。三十三間は丁度60mであるはずで、以前に観光しながら歩測したら倍の120m位あった。

現在の弓道は、「通し矢」が原点かは解からないが遠的60mと近的28mで行われているようだが、競技としては近的28mが主流のようだ。

江戸時代の「通し矢」は約121mで行われていたが、火縄銃の普及なのか近的の戦術は、城郭の枡形において出陣の兵溜まりと虎口から敵方に攻め込まれた時に右旋回で突入させ、左側に弓矢の狭間を設けて実戦に音も少なく使用できたから、弓道としては、短い距離のものが残ったのかもと推察する。

ところで、一坪とは元来玄米3合収穫できた田の面積のことである。1年360坪で1,080合の玄米が収穫できたとされ、これが1石であり、1石は1反360坪と定められていた。

しかし、猿者である豊臣秀吉は、兵農分離によって生産性を上げ、宣撫策の一つとして太閤検地の際に武功の知行地の不足を補う政策において1反を300坪とした。

それはともかく、1石とは、人間ひとりの1年間の『くいぶち』であり、島津77万石は77万人が生活出来ていたことになる。

180mは九九間であるから、1間は11分の20であり、1坪は、121分の400となる。121を400で除すれば一坪が0.3025㎡であることの「源」にやっと辿り着いた。

ググってみたら、明治時代、伊能忠敬の折衷尺を基に一尺は33分の10と法的に定めたとの文言も見つけた。

余談であるが、三十三間堂の堂内は暗く1001体の仏像が起立したままの動かない異様な雰囲気だった。本堂が間面記法で「三十三間四面」となる事に由来するとある。良くは理解していないが、1001体がそれぞれ33に化身する事から、仏像の数は33,033尊あると説明を受けた。

観音菩薩が33種の姿に変えて衆生を救うと云う説の縁のある数字であるそうだ。

ロト7で、仏に通ずる33買うぞ。

会務報告

業 務 経 過

日 付	行 事	日 付	行 事
令和2年4月1日(水)	表示登記の日	17日(水)	第1回業務委員会
6日(月)	法務局三役着任挨拶	17日(水)	資料センター運営委員会
6日(月)	法務局不動産登記部門(3名)新任挨拶	26日(金)	第3回常任理事会
8日(水)	税理士事務所会計チェック	26日(金)	事務局打ち合わせ
10日(金)	税理士事務所会計チェック	26日(金)	第1回支部長会
14日(火)	第1回財務委員会	26日(金)	第1回理事会
14日(火)	総会打ち合わせ	29日(月)	司調センター株主総会
14日(火)	第1回総務委員会	30日(火)	税理士事務所会計チェック
15日(水)	登録証交付(石本大樹会員・梶原直人会員)	7月1日(水)	研修会講師打ち合わせ
17日(金)	第1回常任理事会	1日(水)	法の日相談会主催者3会の打ち合わせ
20日(月)	鹿児島銀行 K-NET 事務局操作説明	7日(火)	登録証交付(川村幸平会員)
22日(水)	決算監査	10日(金)	研修会講師打ち合わせ
24日(金)	鹿児島支部総会(縮小開催)	10日(金)~12日(日)	第15回特別研修 基礎研修(2名)
24日(金)	大隅支部総会(書面による決議)	17日(金)	第1回研修会(動画配信)
24日(金)	大島支部総会(書面による決議)	21日(火)	第2回財務委員会
25日(土)	出水支部総会(書面による決議)	21日(火)	令和元年度鹿児島専門士業団体協議会総会
28日(火)	霧島支部総会(書面による決議)	22日(水)	第2回広報委員会
28日(火)	「登記制度創造プロジェクト」担当者会同(電子会議)	28日(火)	税理士事務所会計チェック
28日(火)	南薩支部総会(委任状形式・縮小開催)	28日(火)~31日(金)	「土地家屋調査士の日」全国一斉無料相談会
5月9日(土)	熊本支部総会(書面による決議)	30日(木)	登録証交付(池田亮会員)
15日(金)	総会撮影事前準備	8月18日(火)	鹿児島県弁護士会へ講師派遣
18日(月)	税理士事務所会計チェック	21日(金)	九B第3回会長会議(webにて参加)
20日(水)	税理士事務所会計チェック	21日(金)~23日(日)	第15回特別研修 集合研修・総合講義(2名)
22日(金)	川内支部総会(書面による決議)		
28日(木)	鹿児島市 住宅用家屋証明取り扱いについての説明		
29日(金)	定時総会(縮小開催)		
29日(金)	第2回常任理事会		
6月6日(土)	九B定時総会(少人数開催)		
11日(木)	第77回定時総会事前説明会(電子会議)		
16日(火)	日調連第77回定時総会		
16日(火)	事務局担当者社会保険研修会		
17日(水)	第1回広報委員会		

鹿児島県土地家屋調査士会令和2年度定時総会議事録（抜粋）

日 時 令和2年5月29日（金）午後12時 開会

場 所 司調センター3階会議室

会員数 305名

出席会員 20名

委任状による代理人出席 234名

議決権会員数 254名

司 会 総務部委員

第1部 議 事

議長 鹿児島支部 谷口 正美会員

議事録署名者 鹿児島支部 中森 祐一郎会員

議事録署名者 鹿児島支部 岡 泰之会員

事前質問

「定時総会に出席しない場合は、会則に則り議長は通常は決議に加わらないという原則がある。

今回の出欠はがきの委任状部分の記載によると、代理人の欄が空白の場合、議長に委任したことになる、という今回の対応には問題があると思われる。」

回答

今回は新型コロナウイルスの影響があり、特別な対応が必要な状況である。

そのような状況下にあっても、権利行使可能な会員の意見を尊重することを重視した場合、最も中立性のある立場は議長であると判断し、このような方針にした。

根拠については、会則43条1項、および、会則46条において、

通常決議については、議長は自己の議決権は行使できないが代理権については行使できる。

特別決議については、議長は自己の議決権と代理権の双方を行使できる。

以上のように解釈し運用させていただきます。

定足数の確認

現時点で会員数305名 出席者数20名 委任状による代理人234名で

合計254名で委任状を含み、過半数以上の出席者で総会成立要件を満たしていることを報告。

特別決議もあるので、その時点で再度定足数を確認する事を報告。

業務経過報告、及び各部よりの事業経過報告があった。

第1号議案 令和元年度収支決算報告に関する件及び監査報告

財務部長より決算報告及び会長より監査報告を受けたことの報告があった。

第1号議案について質問はありませんか？（議長）

Q: 支出の部の職員手当について、決算額が100万程増えている内容について教えてください。

（会員）

A: 事務局の桐原職員と檜物職員の退職に伴い、引き継ぎ期間の発生、およびその後のパート社員の採用が原因である。（財務部長）

Q: 研修費が50万ほど差異があるようですがこの内容について説明してください。（会員）

A: 研修会を3回開催しましたが、講師の人数が変更になったこと、台風による講師の宿泊費を負担したことなどの想定外の出費が原因である。（研修部長）

わかりました、次年度予算はしっかりした計画を立ててほしいと思います。（会員）

1号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数として可決とします。（議長）

第2号議案 会則一部改正（案）承認の件

上程理由を説明した。（総務部長）

【提案理由】

1 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行に伴う改正

会則第3条、第8条の2、第9条、第13条、第86条、第92条、第96条、第97条、第109条には、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行に伴い改正する。

2 日本土地家屋調査士会連合会が定める土地家屋調査士会モデル会則への統一会則第31条、第56条は、連合会が定めるモデル会則に統一する。

第2号議案について質問はありませんか？（議長）

採決に入ります。(議長)

特別決議となります。これから会場を閉鎖して定足数の確認をします。しばらくお待ち下さい。
総会開始時より出席者数20名に変更はありません。委任状を含めると254名です。(議長)

賛成の方は挙手をお願いします。(議長)

全員賛成でした。(議長)

賛成 254名

本案は特別決議となり、会員の過半数が出席しその議決権の3分の2を超えているので第2号議案
会則一部改正に関する規則は可決されました。(議長)

第3号議案 令和2年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和2年度収支予算(案)承認の件(一括上程)

3号議案について会長より事業方針、各部より事業計画の説明があった。

4号議案について財務部長より説明があった。

質問のある方はお願いします。(議長)

司調センターの設備老朽化についてと過年度会費未払いの会員について質問があった。

第3号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数にて可決されました(議長)

第4号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数にて可決されました(議長)

その他の事項

その他の事項として何かご意見等ありますか? 執行部ありますか? (座長)

[意見・質問なし]

[議長降壇]

以上で議事は終了した。

各部報告



総務部

総務部長 上小鶴 一 善

今年度の総務関係の事業計画は以下のとおりです。

1. 関係各法令への対応

本年度の総会にて調査士法の改正に伴う会則の変更をご承認いただきました。新しい会則や規則を皆様に配布する予定です。

2. 会員に対する情報整理と情報公開

総務部のメンバーを紹介します。理事は霧島支部の福永新作会員と南薩支部の弥栄大作会員。委員は鹿児島支部の中野篤会員、中森祐一郎会員および岡泰之会員となります。

会員の皆様の業務がスムーズに進みますよう裏方として取り組んで行きたいと考えていますので、宜しくお願い致します。



財務部

財務部長 小 原 翔

日頃より本会の財務運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
令和2年度の事業計画は、下記の3項目となります。

1 財政基盤の整備（比例会費廃止に伴う払戻しの実施）

自家共済基金及び調査報告書未使用用紙の比例会費分については、9月頃の払戻しを予定しております。

2 全国国民年金基金（土地家屋調査士支部）及び土地家屋調査士職業賠償責任保険制度の認知向上活動と加入促進活動

全国国民年金基金及び職業賠償責任保険制度につきましては、例年通り認知向上活動および加入促進活動を行ってまいります。

3 鹿児島県交通被災者たすけあい協会への寄付活動

(鹿児島県土地家屋調査士会主催第32回チャリティーゴルフ大会の開催)

今年度のチャリティーゴルフ大会は中止といたしました。

事務局及び振込での募金は例年通り受け付けております。ご協力の程、よろしくお願いいたします。



業務部

業務部長 又木 秀幸

今年はオリンピックイヤーとなり好調な景気が続くことを期待していましたが、コロナウイルスにより様々な社会の混乱が起きています。この原稿を執筆している現在、鹿児島でのコロナウイルス感染者も98人となり、対岸の火事ではなくなっている状況です。このような中ですが、業務部としてはNET 配信等非対面での情報発信を含め、皆様の日常業務が円滑に行われますよう努めてまいります。さて、今年度の業務部関連の事業計画は、昨年に引き続き業務処理の合理化及び業務適正化の研究、登記基準点の設置支援、空家等対策の推進に関する特別措置法への対応、認定土地家屋調査士の活用、となっています。

会員の皆様には特に下記内容をまずはご案内します。

① 分筆申告書の閲覧方式への変更について

昨年度から資料センター運営委員会では、分筆申告書の写しの交付請求について請求者本人に閲覧していただく方式に変更する準備を進めております。6月17日に開催された委員会にて正式に変更決議されました。事務局と打ち合わせの上、会長からの承認を受けましたら正式にスタートいたします。利用者の皆様にはご不便をかけることもあるかと思いますが、ご協力よろしくお願いいたします。

② 鹿児島市の戦災復興区画整理資料については、現在鹿児島市公式ホームページにて閲覧が可能になっています。閲覧料金は無料ですので、引き続き下記 URL 先より調査をしてください。

鹿児島市公式 HP : <https://kagoshima-land.jp/> 【確定面積平面図等閲覧システム】

今後、区画整理図につきましても分筆申告書同様に閲覧方式変更を検討しております。

③ 93条調査報告書・オンライン申請ソフトについて

調査士会ホームページにて、過去分含めバージョンアップデートデータがダウンロード出来るように

なっております。引き続き定期的なバージョンアップをよろしく申し上げます。

※93条調査報告書について、令和の表示が直接入力以外出来ないとの問い合わせを複数頂いています。連合会に問い合わせたところ、Windowsの定期更新を行っていないことが原因であるとの回答を頂いており、更新した結果改善したとの報告を受けています。同様の事例がある方はwindowsの定期更新をお勧めします。

④ オンライン申請の促進について

昨年度に引き続き、お手伝いをさせていただきたいと思えます。

まずは電話にてお問い合わせ下さい。内容に応じて対応をさせていただきます。

⑤ 調査測量実施要領（第8版について）

連合会より示されたスケジュールでは令和3年より運用する方向で進められています。

懲戒権者が法務大臣になったことに伴い、今回の要領が全国统一のものとなる関係上、会員全てに書籍の配布を行う予定のようです。情報が届き次第、引き続き皆様にも内容をお知らせいたします。



研修部

研修部長 池田 成人

日頃より本会研修活動にご協力いただきありがとうございます。本年度も引き続きご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

本年度の活動計画をお伝えします。

1. 会員研修会、公開講演会の実施及び支部研修会等の支援

会員研修会は年3回を計画していましたが、今般の新型コロナウイルス対策もあり集合型研修での開催を控えつつ、オンライン、支部単位での小規模巡回研修等を検討中です。九州ブロック、連合会と連携を密にし、より良い手法を検討して参ります。また支部研修会への講師の派遣等の支援も継続して行います。

2. 産官学連携による研修会や出前講座等の実施及び支援

昨年度は霧島支部と協働して加治木工業高校、鹿児島刑務所への寄附講座等を行いました。新型コロナウイルス問題により今年度の実施は未定です。しかし県内各支部において出前講座等の計画があれば積極的に支援して参りますので是非ご活用ください。

3. 特別研修の受講推進

第15回特別研修を実施中です。今後も特別研修の受講を推進して参ります。

4. 土地家屋調査士専門職能持続学習（CPD）制度の運用

CPDを集計、公開し、一般の方々にも本制度の周知を図っていきたくと思えます。

研修活動を進めるにあたり、又木秀幸業務部長にはライブ配信・ウェブ研修等の技術提供を、事務局職員の方々には準備・連絡・案内等に加えコロナ対策まで、多大なご協力を頂いておりここに感謝の意を表します。

研修部委員のメンバーは、昨年に引き続き、理事の浜田一平さん（イッペイサン 好きな著名人：米津玄師）、福元浩二さん（フクサン 好きな著名人：羽生善治）、萩原功一郎さん（ハギサン 好きな著名人：沢口靖子）、池田成人（ナリサン 好きな著名人：大谷翔平）です。

研修内容については皆様の実務に役立つものを企画していきたいと思っておりますので、皆様のご意見もお聞かせください。



広報部

広報部長 小川 兼 義

新型コロナに長かった梅雨、加えて熱中症になりそうな高温と、かつて経験したことのない半年でした。季節は過ぎやすくなってくると思いますが、まだまだ用心が必要です。

健康に留意して頑張りましょう。

さて、今年度の広報部の事業計画は以下のとおりです。

- 1 広報誌「会報かごしま」の発行
- 2 「7月31日調査士の日」「法の日」等各種無料相談会の啓発、広報と実施
- 3 広報媒体等の作製配付（SNS 利用による告知の頻度アップ）
- 4 支部広報活動への協力と既存設置看板の維持管理
- 5 筆界特定室、センターかごしまと本会との連携における広報に協力
- 6 ホームページの維持管理

本年は「土地家屋調査士制度制定70周年」です。

何か事業をと検討しているところです。

昨年と同様ですが、今年度の広報部のメンバーを紹介します。

理事は鹿児島支部の迫田圭介会員、委員は出水支部の竹添裕二会員、同じく出水支部の湯田稔幸会員、大隅支部の山崎郁弥会員となります。

どうぞよろしくお願い致します。



社会事業部

社会事業部長 出石 靖之

暑い夏がやってきました。今年は九州で梅雨が長く、降雨による災害が各地で起こりました。犠牲者も多く出て、お亡くなりになられた方、また被災された方々にはお悔やみ並びにお見舞いを申し上げます。

さて令和2年度の社会事業部、事業計画をお知らせします。

- 1) 災害基本協定締結の推進
- 2) 地図の作成及び整備に関する事項への支援
- 3) 筆界特定制度及び調査士会 ADR に関する事項への支援
- 4) 社会貢献活動の推進及び支援
- 5) 登記困難防災委員会、表題部所有者不明土地問題への支援

まず災害基本協定の推進では、地域の市町村との災害基本協定につきまして協定締結の支援を行っています。

また締結済みの団体との今後の具体的な活動について意見交換を行っています。

次に地図の作成及び整備への支援では、14条地図の整備への支援として次年度計画地区の基準点選定の計画支援を行っております。今年度は鹿児島市与次郎一丁目、天保山町を予定しています。

筆界特定制度及び調査士会 ADR に関する事項への支援では、筆界特定制度や法務局の休日相談所、九州一斉の境界トラブル相談所に支援協力を行なっています。

筆界特定と ADR 連携の共通リーフレット作成への支援、さらにセンターかごしま、研修部と社会事業部で法務局との連携協議会へ協議参加を実施しています。

社会貢献活動につきましては、昨年と同様、各種相談会への参加を行っております。

相談会ごとに相談員の参加をお願いしています。どうぞ協力お願いします。

最後に登記困難防災委員会、表題部所有者不明土地問題への支援としまして、防災、復興、狭隘道路についての協議会、シンポジウム参加等を支援しています。

支部だより



鹿児島支部

鹿児島支部長 鶴野 俊 昭

梅雨、真夏日に加え今年は新型コロナウイルスに伴う感染症対策を考慮しながらの業務が続きますが皆様も体調管理に十分注意しお過ごしください。

鹿児島支部は令和2年4月24日に多くの委任状を頂き、無事支部総会を開催することができました。これも支部会員皆様のご理解・ご協力のおかげと感謝申し上げます。

今年度から鹿児島支部が実施している登記相談会も、吉野支所、旧五町の各支所で始まり年58回行うこととなりましたが、4月、5月は中止し、6月から再開したのですが、鹿児島での急速な感染拡大に伴い7月、8月も中止となりました。

例年実施している他土業とのピアガーデン・ボウリング大会等も中止となり、秋に実施予定の支部レクリエーションも現在の状況では中止も仕方ないと考えています。

今年初めにはこのような状況になるとは誰も想像しなかったと思いますが、こうした状況でこそ今まで出来なかった事や新しい業務のやり方等を模索する良い機会だと思っています。

新型コロナウイルス感染につきましては終息の見通しもたえず、日々刻々と変化する中で対応し、支部運営をしていきたいと思っています。

会員の皆様にはご負担・ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



熊本支部だより

熊本支部長 鞆 研 三

新型コロナウイルスで旅行も行くな、夜の町に行くなと言われ、さて何をしたらいいかと考えた末、自宅から車で10分程のところにある一反歩くらいのわずかばかりの畑に、小玉スイカを二本植えた。

牛糞と油かすの混合された肥料を一袋ずつ施し、生来ズボラな性格なので、雑草の生育を押さえる黒マルチを敷きその上に草刈り機で切ったススキを敷き詰めた。当分は、雑草も生えてこないと思い



きや、10日もすると雑草がまるでタケノコのように黒マルチを突き破り、スイカの葉よりも茂っています。ツククサも生育が旺盛で、一時間ほど除草したら少しはスイカの葉が多くなった気がした。

気がつかないうちに一個だけラグビーボールの半分ぐらいの大きさになったものがあったので、カラスにやられないうちにと思い収穫した。翌々日に半分に切ってみたら、赤く熟していて美味しく頂くことができた。ところが、その次の日に畑に行くと小さな果実が3個、いずれもカラスがつついた

と思われる傷がありがっかりです。

さっそく周りにネットを、上の方にはナイロンテグスを張りました。果たして効果があるのか疑問です。

何はともあれ台風さえ来なければ、あと10日くらいで10個くらいは収穫できるかもと楽しみにしています。

新型コロナウイルスを近づけず近寄らずと思いながら畑作業にいそしんでいる毎日です。



大島支部だより

大島支部長 久永瑞樹

4月26日に大島支部定時総会を書面を郵送して実施いたしました（新型コロナウイルスの影響です）。完全オンライン申請が定着してきた現在、定時総会を書面で行い、気づくと他の調査士の先生方と顔を合わせてお話をするという事がめっきり減ってしまいました。時代なのでしょうね……



土地家屋調査士の日の無料相談を7月29日に当事務所にて実施致しました。相談・問い合わせはありませんでした。（コロナが収束しなければ相談会等は難しいですね。）

法務局に土地家屋調査士の日の旗を掲げました。梅雨明けから
天気がとてもよいです。



◎令和2年10月3日（土）法の日無料相談会開催

場所：奄美市笠利農村環境改善センター（奄美市笠利町中金久141番地）

調査士会・司法書士会・税理士会と協力して、安全に相談に対応できるよう対策を取りたいと思
います。



「境界問題相談センターかごしま」 だより

センター長 鳥越 健

かつて経験したことがないような夏・・・

オリンピック、お盆、帰省、夏の甲子園等あらゆる行事が中止・延期・縮小となっている異常な夏、会員の皆様も特別大変な夏をご経験のことと推察いたします。

そのような中、現在センターかごしまは、調停申立てが昨年度末に2件、相談申出が1件あり、新型コロナウイルスによる調停期日の延期を繰り返しながらも、申立人、相手方、調停員、運営委員の皆様のご理解のもと、業務を継続させていただいていることをご報告いたします。またADR法認証後の調停ということで、以前と比較して、規則等の縛りや各書式の多さもあり運営には苦勞もしますが、認証を得て、何より市民目線での運営、法に則った運営という安心感は、紛争解決の場に身を置いている運営委員として最も感じているところであります。

ところで、調査士会事務局の職員がこの1年で全員新規採用の方に代りました。日常、事務局には市民の方から様々な相談が寄せられます。境界トラブルについての相談もこれらに含まれているわけなのですが、電話先の市民の方には、境界紛争なのか調査士への苦情なのか区別がついていないことが多く、それらは電話対応する事務局職員により振り分けがなされることがほとんどでした。今回、新規採用職員の業務分担を検討するにあたり、事務局に市民からどのような相談が寄せられるのか調査する意味で、当面、私の方ですべての相談に対応することに致しました。以下、その結果気が付いた点です。

一見、調査士への苦情が非常に多い。多いときは一日に数件のこともあります。無論、それらの約半数は、相談者の側の誤解であったり、さらには無理な言いがかり的、明らかなクレーマーと思われるものもあります。あとの約半数の相談について良く相談内容を聴いてみると、実は境界トラブル案件であることが多く、案外、調査士への苦情案件ではないと判断される場合が多いです。相談者は当初の相談時点では、解決を依頼した調査士が期待した結果を出してくれなかったとか、隣接土地の測量で立会を要求してきた調査士の説明が間違っているとか言われます。この時点では、一見怒りの矛先は調査士なのですが、「あなたが真に解決されたいのは、その調査士を（懲戒）処分してほしいということですか。それとも、お隣との境界問題を何とかしてほしいということですか。」と尋ねると、ほとんどの方は調査士に対する処罰感情はなく、それよりも境界問題を解決してほしいとおっしゃいます。このような相談者の真意を正確に導き出せなかったら、苦情・綱紀事件として当事者が意図していない方向に進んでいき、やがては悲劇を見ることにもなりかねないので、ここの判断は非常に重要です。

さて、この稿はセンター業務についてのことを述べさせていただくのが目的なので、センター長として何が言いたいのかということですが、前述のように、市民の抱える境界トラブルは、私たち調査士が日常業務の中で感じている件数よりはるかに多いのではないかと（日々の相談の電話数がそれを表している）、そして、市民の悩みである境界トラブルを正確に捉え、解決に向けたアドバイスをしていかなければ、市民の矛先はその事件に携わった調査士に向かいかねないという現実を、会員の皆様には是非再認識していただきたいということに尽きると思います。

我々調査士は、この度施行された改正土地家屋調査士法において、土地の筆界の専門家としての位置付けが明確になりました。そして同じく法定されている筆界特定制度及びADR制度の相談・手続代理業務についても、専門家としてその責任はより一層重視されていくことでしょう。筆界特定制度と調査士会ADR制度についてだれでも容易に市民へ説明し、使い分けができるようさらなる研修の必要性を痛感する次第です。

コロナ後は、法務局筆界特定室や弁護士会等とも連携し、充実した研修会を企画する予定ですので、是非、積極的にご参加くださいますようお願い申し上げます。



公嘱協会だより

理事長 西 英 孝

異常ともいえるほど暑かった夏も過ぎ、徐々に秋らしくなる今日この頃、会員のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

また、日頃より公嘱協会の業務執行にあたり、社員のみなさまにはご理解、ご協力を頂いていることに心より感謝いたします。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の広がりによって、これまでに経験することのない大変な年となりました。三密を避けるということで、多人数での集まりに制限がかかり、多くの計画していた事業を行うことができませんでした。そういった中、令和元年度の事業総量は、前年に比べて1.1倍の増となりました。法14条地図作成作業、九州農政局の大規模事業に加え、災害復興に絡む業務の受託、さらに、一般の嘱託業務においても前年度を上回る受託となったことが原因として考えられます。各地区長・委員の日頃からの官公署に対する啓発・対応、さらに、社員のみなさまの「適正・迅速・工期遵守」を実践してきたことが、委託増加につながっていると感謝しております。また、日頃から掲げている安定的な運営をするための財政基盤の強化も進めることができました。今後も執行部といたしまして、新しい事業の提案・司法書士協会と共同で行う相談会の実施・公嘱協会を活用することの有効性を理解していただけるよう官公署に対する啓発活動を続けて参ります。社員のみなさまも、発注担当者との信頼関係をさらに深めていただきますようお願いいたします。

公嘱協会が掲げている自主事業の中では、桜島のGPS観測・境界標設置支援・登記基準点の状況調査はすることができましたが、講演会・社員に対する資質向上のための研修会が開催できず、外部に対する広報活動も十分にはできませんでした。また、災害時復興支援の具体的な対応について、自治体と一体となり、協議・検討することも引き続きの課題です。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、出来ることにひとつひとつ取り組んでいきたいと思っております。

土地家屋調査士法の一部改正・民法改正等、我々土地家屋調査士を取り巻く環境はどんどん変わっております。この変化に遅れることなくしっかりと対応できるよう、アンテナを張り、県土地家屋調査士会・政治連盟とも、連携を密にとり、協力体制を深めながら進めてまいります。これまで同様、会務運営にご理解ご協力を頂きますよう、よろしく願いいたします。

みんなで頑張ってくださいませ。



政治連盟だより

副会長 谷口正美

日頃より、政治連盟の活動へのご協力とご理解に、心より感謝申し上げます。

この政治連盟は、司法制度改革や規制緩和等、土地家屋調査士を取り巻く環境が激変する中、平成12年6月の連合会定時総会において、政治連盟設立の必要性が提言されたことを受け、平成13年5月までに『土地家屋調査士制度の充実・発展と土地家屋調査士の地位の向上を図り、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に貢献するために必要な政治活動を行うこと』を目的として、全国の調査士会に政治連盟が設立され、平成13年6月23日に政治連盟設立大会が開催され、組織的なスタートを切ったのです。

政治連盟は、特定の党派や政治家を応援するための組織ではありません。政治の場面に調査士の知識と能力及び実績を正確に伝え、広く認識していただくことで、政治連盟の目的を達成しようと活動しています。そのひとつとして、私たち調査士は、「調査士は境界の専門家」だと社会に認識していただくために、昭和60年から本格的に境界鑑定を研究し、筆界特定やADRを実践してきました。そのことを政治の場面に伝えた大きな成果が、本年8月1日に施行された土地家屋調査士法の第一条に「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と明記されたことです。

今後の具体的な活動は、「狭あい道路の解消に向けての活動」「入札業種区分の創設」「官民境界確定事務の民間委託推進」などになります。これらを実行するためには政治連盟の会員増強が不可欠です。政治連盟の目的をご理解していただき、入会のお願いを申し上げます。



青調会だより

会 長 郡 山 天 志

前略 長かった梅雨がやっと明けたら途端に猛烈な暑さとなり、コロナ対策のマスクや換気もしなくてはならず、今年の夏は例年以上に暑さが身にしみます。鹿児島では3月末からコロナが蔓延し、青年会の活動が自粛となっておりますが、皆様、変わりなくお過ごしでしょうか。

青年会の活動は、親睦・懇親会を主な目的としているところですが、他士業との交流会も全て自粛となり、11月に予定されておりました全国青年土地家屋調査士大会 in ひろしまの開催も延期となりました。(令和3年8月28日で調整中)

今年度は思うような活動が行えず、こちらとしても心苦しい限りです。私の任期はあと2ヶ月ですが、10月末の総会も行わなければなりません。コロナが収束する気配の無い中、今後どのように活動をしていくのかを、役員をはじめ、皆様と考えていかなければならないと思っております。

コロナの影響でいろいろと大変だとは思いますが、これまでのように楽しく集える時まで皆で気を緩めず過ごしていきましょう。

草々

事務局だより

「一杯一杯でした」

調査士会事務局職員 平 賀 秀 子

調査士会にお世話になって1年半が過ぎました。聞きなれない言葉に戸惑い、日々失敗を繰り返し、毎日一杯一杯の状態でした。事務局に境界のことで訪ねてこられる方が多いことにも驚き、どう対応していいか戸惑いました。しかし何とか続けてこられたのも、先生方・事務局の皆様へアドバイス・ご指導いただいたからだと感謝しております。

先日、町内会の草刈りに参加したところブトに刺されてしまいました。「どんだけ刺したの!？」というぐらい刺されて、足首が腫れあがってしまいました。先生方は顔を刺されることもあるとお聞きし、大変なお仕事をされてるんだなあ実感しました。

そんな先生方のお役に立てますように、私ができることを一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご挨拶

調査士会事務局職員 梶 智 美

平成31年2月に入職いたしまして、ただ前を向いて走り抜けているうちに早1年半が経ちました。

初めて聞く用語や業務も多く、最初の頃は不安でいっぱいでしたが、会員の先生方や事務局職員の方々から温かいご指導や、仕事以外にも様々なことを教えていただく機会もあり、最初に比べ徐々にですが周りを見る余裕もでき感謝しております。

事務局のメンバーも変わり、まだまだ行き届かぬ点も多く手探りの状態が続いていますが、円滑に会の業務が遂行できるよう、そして皆様へ極力ご不便をおかけしないよう心掛けて参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

ご挨拶

調査士会事務局パート職員 東江 るみ

昨年9月より週3日パート勤務しております東江と申します。

早いもので、入職してもうすぐ一年が経とうとしておりますが、会員の先生方や事務局職員の方々の温かいご指導をいただき、日々業務を行っております。

事務の仕事の他にも、事務局では長身を生かして蛍光灯（先生にお願いして替えてもらったりもしますが）を替えたり、掃除などに出てくるゴキブリと格闘したりしております。

まだまだ不慣れな点もあるかと思いますが、自分の持てる力を最大限活かして頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。世の中は新型コロナの感染拡大に伴い不安な情勢が続いておりますが、体調崩されませんよう、皆様お体にお気をつけください。

ご挨拶

調査士会事務局職員 内村 歩

入職早々にコロナの影響で、先生方の事務局への入室が禁止となったり、事務局内も在宅勤務をしたりと、不慣れな中に戸惑うことが多々ありましたが、アットホームな雰囲気先生方や職員の方々に恵まれ、日々の業務に励んでおります。

事務局では主に一般会計を担当しておりますが、先生方には会員証や補助者証の作成でお世話になる機会が多いかと存じます。

まだしばらく受付ではビニール越しの対応となりますが、心の距離は近づけるよう先生方に寄り添った対応を心がけてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



<後列> 東江・内村

<前列> 平賀・楳

業務部よりのお知らせ

分筆申告書の閲覧方式変更について

何度か告知させていただいていますが、分筆申告書の閲覧方式について申請者自身が閲覧する方式に変更となります。既に資料センターにて要領変更の決議がなされ、会長に承認を頂く段階です。コロナ禍の関係上、状況を見ながら近日中に変更する予定です。

閲覧方法については、以下の手順をお願いします。

(別紙フローチャートを参照してください)

- ① 閲覧の必要が生じたら、事務局に閲覧時間の予約を取ってください
 - ・ 閲覧場所は事務局内円卓のみです。
 - ・ 閲覧用パソコンは1台のみです。
 - ・ 閲覧可能時間については事務局就業日の9時から16時30分（終了時間）です
 - ・ 閲覧時間は最大2時間となります。
 - ・ 閲覧申請書（メール発送時）の記入前にあらかじめ事務局にて予約してください。

- ② 閲覧時について
 - ・ 申請書の原本を持参してください。
 - ・ 閲覧は調査士本人及び補助者のみが可能です。
 - ・ 補助者の方が閲覧する場合、補助者証にて本人確認します。
 - ・ パソコンはUSB差込口が封印されています。無線でつなぐような行為は禁止です（閲覧のみの操作になります）。

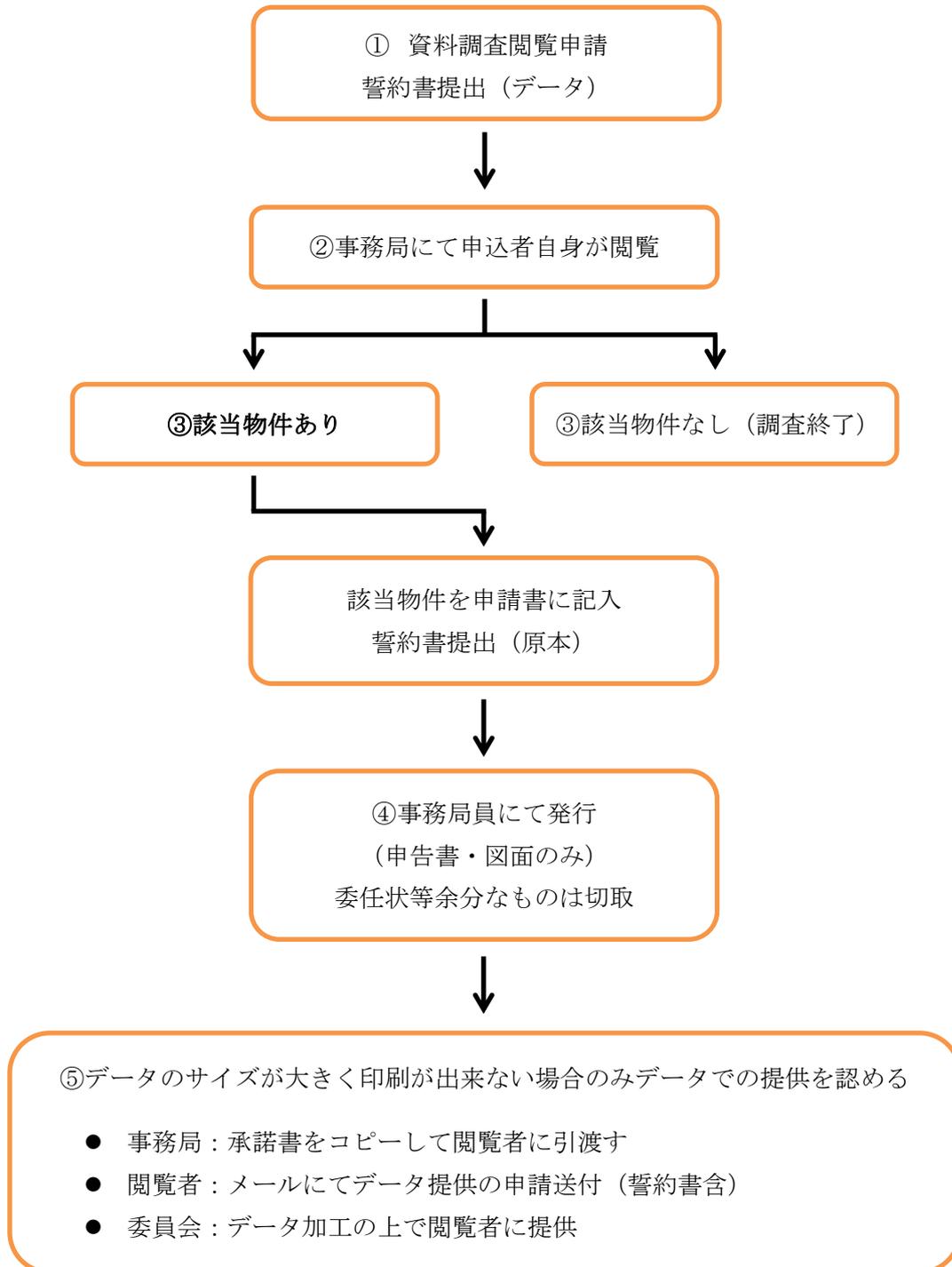
- ③ 発行願いについて
 - ・ 閲覧した結果、該当物件がなかった場合は該当なしにチェックの上原本を事務局に提出してください。
 - ・ 閲覧した結果、該当物件があった場合該当ファイル名など必要事項を記載の上、事務局に提出してください。事務局にて印刷します。

- ④ 発行データについて
 - ・ 発行手数料は無料です。
 - ・ 発行できるのは印刷分のみです。データでの発行はできません。
 - ・ 提供できるデータは申告書と図面のみです。事務局員でも確認しますが委任状等他のデータを発見した場合申し出てください。事務局員にて該当箇所を裁断します。
 - ・ A3に収まらない資料がまれにあります。そのような場合、希望があれば後程センター担当者よりデータとして送付しますので、その旨事務局員に申し出てください。（申請書のコピーをお渡しします）
 - ・ 図面について、辺長など文字が不鮮明でも印刷の不備を除いて再度の印刷はしません。そのような場合、再度閲覧用PCにて拡大の上確認してください。

- ⑤ A3に収まらないデータについて

事務局員より受け取った申請書のコピーをスキャンの上、再度センター宛てにデータ希望のメール送信してください。担当者より該当データを送信します。

資料センター手続きフローチャート（申請者自身での調査方式）



(申告書用)

発行番号			
手数料		領収	

(事務局記載)

資料センター資料等閲覧申請書 (誓約書)

請求内容

土地の所在地番

備考

発行ファイルデータ場所

<input type="radio"/> 昭和	年分	<input type="radio"/> 異動・分筆	<input type="radio"/> 申告書	<input type="radio"/> 合筆申告書	<input type="radio"/> 代位分筆申告書	<input type="radio"/> 該当なし
ファイル名				発行ページ		

今般、上記土地の調査、測量の依頼を受けましたので、貴センター保管の登録図等を参考資料として、閲覧を申請します。

尚、閲覧した資料等の取り扱いについては下記の成約事項を遵守致します。

誓約事項

本件資料請求にあたり、下記事項を遵守し、作成者（登録者）・資料提供者並びに貴会に迷惑をかけません。また、調査・測量の目的以外に使用しません。

万一、資料などの閲覧を受け、この利用方法等が原因で紛争が発生した場合には、全て私の責任において解決致します。

記

- 1、本件資料は調査・測量の参考資料としてのみ利用し、記載されている数値等を絶対的なものとし扱いません。
- 2、本件資料の作成者（登録者）及び資料提供者に対して異議の申し立てはもちろん、内容についての問い合わせ等はいかなる理由があっても一切いたしません。

鹿児島県土地家屋調査士会資料センター委員会 殿

令和 年 月 日

登録番号 号

土地家屋調査士

電話番号

メールアドレス

閲覧希望日（要事前確認）	令和 年 月 日 時より	時間（2時間まで）
閲覧者（該当欄にチェック）	<input type="radio"/> 本人	<input type="radio"/> 補助者（ ）要補助者証

(申告書用)

発行番号			
手数料		領収	

(事務局記載)

資料センター資料等閲覧申請書 (誓約書)

請求内容

土地の所在地番 ○○市○○町○○○番

備考

発行ファイルデータ場所

○昭和	年分	異動・分筆	申告書	○合筆申告書	○代位分筆申告書	○該当なし
ファイル名				発行ページ		

今般、上記土地の調査、測量の依頼を受けましたので、貴センター保管の登録図等を参考資料として、閲覧を申請します。

尚、閲覧した資料等の取り扱いについては下記の成約事項を遵守致します。

誓約事項

本件資料請求にあたり、下記事項を遵守し、作成者（登録者）・資料提供者並びに貴会に迷惑をかけません。 また、調査・測量の目的以外に使用しません。

万一、資料などの閲覧を受け、この利用方法等が原因で紛争が発生した場合には、全て私の責任において解決致します。

記

- 1、本件資料は調査・測量の参考資料としてのみ利用し、記載されている数値等を絶対的なものとし扱いません。
- 2、本件資料の作成者（登録者）及び資料提供者に対して異議の申し立てはもちろん、内容についての問い合わせ等はいかなる理由があっても一切いたしません。

鹿児島県土地家屋調査士会資料センター委員会 殿

令和○○年○○月○○日

登録番号 ○○○号

土地家屋調査士 ○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

メールアドレス ○○○@○○○

閲覧希望日 (要事前確認)	令和○○年○○月○○日○○時より○時間 (2時間まで)		
閲覧者 (該当欄にチェック)	○本人	<input checked="" type="checkbox"/> 補助者 (○○○○)	要補助者証

（申告書用）

発行番号			
手数料		領収	

（事務局記載）

資料センター資料等閲覧申請書（誓約書）

請求内容

土地の所在地番 ○○市○○町○○○番

備考

発行ファイルデータ場所

<input checked="" type="checkbox"/> 昭和○○年分 異動・ <u>分筆</u> 申告書	<input type="checkbox"/> 合筆申告書	<input type="checkbox"/> 代位分筆申告書	<input type="checkbox"/> 該当なし
ファイル名	○○月～○○月	発行ページ	○○○～○○○

今般、上記土地の調査、測量の依頼を受けましたので、貴センター保管の登録図等を参考資料として、閲覧を申請します。

尚、閲覧した資料等の取り扱いについては下記の成約事項を遵守致します。

誓約事項

本件資料請求にあたり、下記事項を遵守し、作成者（登録者）・資料提供者並びに貴会に迷惑をかけません。 また、調査・測量の目的以外に使用しません。

万一、資料などの閲覧を受け、この利用方法等が原因で紛争が発生した場合には、全て私の責任において解決致します。

記

- 1、本件資料は調査・測量の参考資料としてのみ利用し、記載されている数値等を絶対的なものとし扱いません。
- 2、本件資料の作成者（登録者）及び資料提供者に対して異議の申し立てはもちろん、内容についての問い合わせ等はいかなる理由があっても一切いたしません。

鹿児島県土地家屋調査士会資料センター委員会 殿

令和○○年○○月○○日

登録番号 ○○○号

土地家屋調査士 ○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

メールアドレス ○○○@○○○

閲覧希望日（要事前確認）	令和○○年○○月○○日○○時より○時間（2時間まで）		
閲覧者（該当欄にチェック）	<input type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 補助者（○○○○	）要補助者証

用紙FAX注文書 (099-256-4337)

令和2年4月20日以降

令和 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品名		価格(円)	注文数	送料(離島送料)(円)
1	地積測量図(B版)	(在)	50枚	1,000	880 (1,144)
2	建物図面(B版)	(在)	50枚	1,000	880 (1,144)
3	戸籍請求書(A版)(申込書必要)		30枚	500	660 (924)
4	領収書・請求書(A版)(内税)		50枚	650	660 (924)
5	領収書・請求書(A版)(外税)		50枚	650	660 (924)
6	閲覧申請書(B版)(コンピュータ用)	(在)	100枚	500	660 (924)
7	登記完了証用紙(A版)	☆	100枚	2,500	660 (924)
8	表示登記済証書表紙(A版)	☆	50枚	800	880 (1,144)
9	事件簿(A版)		50枚	400	660 (924)
10	取下書(B版)	(在)	100枚	530	880 (1,144)
11	登記識別情報シール		10枚	200	660 (924)
12	登記識別情報プロテクトシート(折込方式用)		8枚	350	660 (924)
13	バッジ(会員)	☆	1個	1,300	660 (924)

※品名欄右の(在)表記の品目は、在庫限りの販売となります。

※品名欄右の(☆)表記の品目は、販売価格等の変更を行いました。

※オリジナルグッズは業者へ直接ご注文ください。県会では取扱っておりません。

(県会ホームページ、「グッズの紹介」にリンクがございます。)

〒
住 所 :
T E L :
氏 名 :
登録番号 :

用紙販売振込口座
鹿児島銀行 県庁支店 普通預金
口座番号 **1272244**
振込先
鹿児島市鴨池新町1-3
TEL 099-257-2833
鹿児島県土地家屋調査士会

○お振込み時に「登録番号とお名前」をご記入・ご入力ください。

また、お振込次第、銀行振込用紙等を原則FAXで送付下さい。

編集後記



鹿児島市 西郷隆盛

新型コロナウイルスが気になる春から夏でした。

現場作業もさることながら、コロナを理由の立会拒否には参ります。

一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息することを願います。会報かごしまへの写真投稿や寄稿はいつでも受け付けておりますのでよろしくお願ひします。

鹿児島市 小川兼義



2018（平成30）年、明治維新150周年に向けて、明治維新の原動力となった薩摩の歴史や、それを育んだ鹿児島市の多彩な魅力を広く発信していくためのロゴマークです。



出水ブランドPRキャラ
いずみちゃん

塩だっきゅが殊の外好きな私は、来年初夏のだっきゅの収穫に向けて準備に入っています。

仕事も早め早めに準備すれば、バタバタしなくていいのにと反省しきりです。

出水市 竹添裕二



鹿児島市食育推進キャラクター
でこん丸

コロナ禍で普通が特別になり、ますます先が見えなくなりました。

しかし無くなるものがあれば生まれるものもあります。

前を向いて新しい生活様式を受け入れていきます。

鹿児島市 迫田圭介



出水市公認キャラ
つるのしん

皆様のご協力により今回も無事に広報誌が出来上がりました。

業務ネタに限らず、地域の写真や情報、趣味に関することなど随時募集中です。ぜひお寄せ下さい。

出水市 湯田稔幸



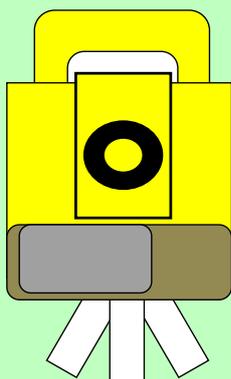
志布志市公認キャラクター
志武士しまる

最近ダイエットと健康づくりを兼ねてジム通いを始めました。

週3~4回、パーツごと（背中、脚、腕、肩）に鍛えており、毎日筋肉痛と戦っております。

三日坊主な私が約1ヶ月半継続した結果、1キロ太りました。

志布志市 山崎郁弥



測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

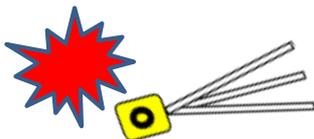
保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非
ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

鹿児島県土地家屋調査士会 会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命ください。

火災保険

自動車保険

個人年金保険

収入保障保険

賠償責任保険

個人情報漏洩保険(サイバー攻撃対応)

業務災害補償保険(使用者賠償責任補償)

損害保険・生命保険 代理店

有限会社 AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

tel:099-264-6164 fax:099-264-6684

■ 会社案内・営業案内 ■

住所／鹿児島市吉野町10779-95 TEL (099) 246-3079 FAX 244-6828

有限会社 シー・エス・ジー

販売・セッティング・操作指導・保守・修理

■ 土地家屋調査士CADシステム ■

アイサンテクノロジー(株) “Wing Neo”シリーズ

福井コンピュータ(株) “BLUE TREND”シリーズ

■ 司法書士専用システム ■ 株式会社 リーガル “権”シリーズ

■ 測量機器 ■ 光波測量機・測量資材等

表 好評発売中! 土地家屋調査士システム“表”V11

“表”のQR書面申請は簡単操作!

QRコード付書面申請に対応しております。申請方式(QR書面、書面、オンライン)はワンタッチで自動切替。QR書面申請では申請書作成後ボタンひとつでQRコード取得から申請書印刷まで一括で処理します。



“表”で調査士報告方式オンライン申請!

令和元年11月より運用開始された調査士報告方式オンライン申請を利用することができます。オンライン添付PDFへのXML署名機能も装備しています。



登記情報読取機能を一新!

地番検索サービスなど新たな指定方法の追加、取得スピードの向上、登記情報出力機能の強化等、“表”の登記情報読取機能がますます便利になりました。



【開発元】



法律とコンピューター

株式会社リーガル

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494

福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-19 サンライフ第3ビル 6F TEL 092-432-9078

<http://www.legal.co.jp/>

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95

TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

株式会社久永 おかげさまで昨年創業100周年。お客様と共に未来へ



オフィスタータルソリューション

オフィスソリューション



立ち姿勢を取り入れる。
ワークスタイルが変わる。
Swift[スイフト]が実現する、
フレキシブルな働き方。



働く人の姿勢に、デスクをアジャストさせる発想。
それが、上下昇降デスクSwift[スイフト]

セキュリティソリューション



多彩な機能で、不正アクセスの
防御やランサムウェア・
ウイルスの侵入を低減します。



- 外部からの不正侵入・攻撃対策
- 内部から外部への情報漏えい対策

測量CADシステム



福井コンピュータ株式会社

ICTインフラソリューション



RICOH



ポジショニングソリューション



TOPCON GT

次世代トータルステーション！！



SOKKIA iX



TOPCON HiPer HR

フルスペックGNSS！！



SOKKIA GCX3

世界最小・最軽量GNSS！！

日本測量機器工業会 JSIMA認定事業者

測量機のご用命は、鹿児島県唯一のトプコン・ソキア正規代理店久永まで！

メーカー資格認定の技術スタッフ、メーカー指定の校正機器・専用工具で
お客様の測量機を1台1台丁寧に点検・調整を承っております。

レンタル機は、最新のトータルステーションをご用意！

測量用の鉄(コノエ)・プラ杭(リプロ)等も豊富に在庫取り揃えております！



本社：鹿児島市東開町5-11 TEL 099-210-0555
 鹿屋営業所：0994-43-2110 川内営業所：0996-23-3033
 国分営業所：0995-46-8971 始良営業所：0995-52-8471
 大島営業所：0997-53-1706
 関東支店 宮崎支店 延岡営業所 熊本営業所 八代営業所

久永はSDGsに取り組んでいます。



公式Instagram始めました！！



【好評図書のご案内】



区分建物表示登記に関する事例と実務

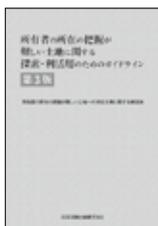
敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合理約、合意規約

伊藤直樹 監修

遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円+税

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦



所有者の所在の把握が難しい 土地に関する探索・利活用のための ガイドライン 第3版

～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

2020年2月刊 B5判 364頁 本体2,300円+税

令和元年
12月公表の
内容を反映！



Q&A 所有者不明土地特措法・ 表題部所有者不明土地適正化法 の実務と登記

元・東京法務局城北出張所所長、元・甲府地方方法務局首席登記官 後藤浩平 著

2020年3月刊 A5判 488頁 本体4,800円+税

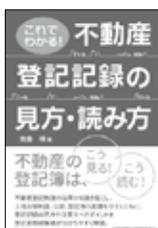


地形図を楽しむためのヒント集！

地形図でたどる日本の風景

今尾恵介 著

2019年10月刊 四六判 188頁 本体1,600円+税

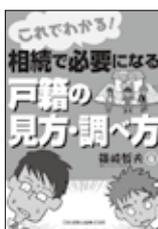


これでわかる！

不動産登記記録の見方・読み方

齊藤明 著

2016年5月刊 A5判 248頁 本体2,300円+税



これでわかる！

相続で必要になる戸籍の見方・調べ方

篠崎哲夫 著

2013年11月刊 A5判 208頁 本体2,000円+税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp

TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部)

ツイッターID:@nihonkajo

WingNeo.

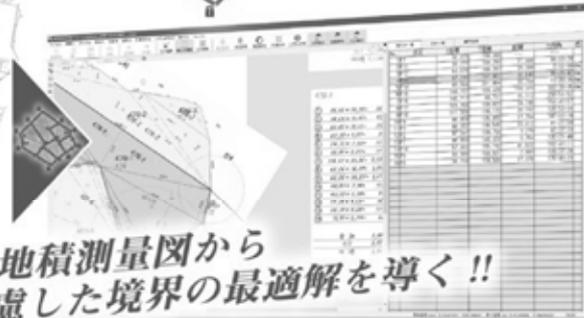
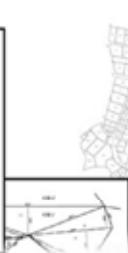
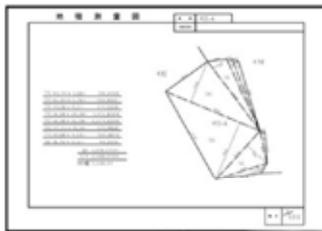
INFINITY 2021



— 測量を支える 明日への結線 —

New!

画地調整支援ツール



地図の転写図や地積測量図から
辺長・面積を考慮した境界の最適解を導く!!

用地測量のプロフェッショナルに届ける境界シミュレーション

地図の転写図や地積測量図など、資料に記載された辺長、面積をもとに仮座標・辺長・面積のロックや、可動、隣接する筆や公園を跨る筆の調整に対応した自動計算が可能です。図面資料をフル活用し、立会のための境界位置の推定を強力に支援します!

ラスト調整ツール搭載

自動面積調整機能搭載

求積丸め連動

Leica TS16シリーズ

高精度測量機ソリューションをご提案いたします

Leica GNSSシリーズ



主な仕様

- ・最高精度(1mm+1.5ppm)
(表示は0.1mmまで可能)
- ・ノンプリズム1000m(測距精度2mm)
- ・マニュアル TS16M
- ・自動追尾(LOCK) TS16A
- ・パワーサーチ TS16P
- ・イメージング TS16I

主な機種

- ・GNSS RTK ローバー Leica GS18 T

特徴

- ・GNSSとIMU(慣性計測装置)を融合した最新テクノロジーであるチルト(傾き)補正機能
- ・IP68(防塵&水深1mの耐水性)
- ・キャリブレーション不要、電磁障害を排除
- ・シンプル操作、電源ON即観測



【取り扱い品目】

すべての製品、デモから導入指導、メンテナンスまで全て行います!

- ・測量CADソフト
- ・パソコン(周辺機器含む)
- ・オンライン申請ソフト
(環境設定及び指導可)
- ・電子納品ソフト(請負可)
- ・測量用品
- ・施工管理CADソフト
- ・司法書士システム
- ・トータルステーション
(光波測距儀含む)
- ・中古機材(光波含む)
- ・ネットワーク構築

エムタス

担当 丸田 康盛

連絡先: 090-4351-6257

〒891-0108 鹿児島市中山2丁目13-5-3

TEL/FAX:099-293-5330 Email:mtas@net.wak2.jp

土地家屋調査士 通信教育

改正民法に
完全対応!!

新 最短合格講座



毎月1日
開講!
入学随時!

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

内堀 博夫
レクチャー 本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習する必要があります。
本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。
土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついているので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

- **本学院オリジナルの教材がポイント!!**
学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。
- **初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!**
土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材	最新 土地家屋調査士六法	1冊
学習補助教材	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
	テキスト 合格ノートⅠ 不動産登記法編(総論、表題部所有者、土地)	1冊
	テキスト 合格ノートⅡ 不動産登記法編(建物、区分建物、申請書様式)	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノートⅢ 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノートⅣ 土地家屋調査士法編	1冊
	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第六版)および調査士作図演習帳	各1冊
書式学習用教材	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	新版 択一過去問マスターⅠ(民法、土地家屋調査士、総論)(第六版)	1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅡ(土地、建物、区分建物)(第六版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ(土地)(第三版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ(建物、区分建物)(第三版)	1冊
提出課題	問題編(択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録)書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVDまたはダウンロード(WMV)ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全分度器	1枚

会長の推薦状があれば、**特別減免学費**でお申込みできます。



学費 (10%税込) 土地家屋調査士 新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円

高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453
東京法経学院 ★FAX. 03 (3266) 8018
 ★HP. <http://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区西谷本村町3-22 ナカパビル1階



通信教育



メディア通信

資料請求





上記写真について

『鹿屋市天神町 荒平天神(正式名称:菅原神社)』 満潮時は潮が満ちて渡れなくなるそうです。



上記写真について

『鹿屋市天神町 荒平天神(正式名称:菅原神社)』

土地家
屋
調査士

鹿児島県土地家屋調査士会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル1階
TEL: 099-257-2833 FAX: 099-256-4337

<http://www.kagoshima-chosashi.com/>

